

利用者負担を軽減する制度

負担限度額認定

- 申請が必要です。申請した月の初日から適用されます。
- 申請には、預貯金等を確認できる添付書類が必要です。
- 下記の条件に該当する方は、介護保険施設（特別養護老人ホーム、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）やショートステイを利用した際の食費・居住費（滞在費）が軽減されます。

所得状況ごとの申請要件及び軽減後の食費・居住費（滞在費）の額

（日額）

利用者 負担段階	所得状況		預貯金等の資産の要件	居住費				食費
				従来型個室	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	
1	生活保護受給者							
		高齢福祉年金 受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	550円 （380円）	0円	880円	550円	300円
2	世帯 全員 住民 税及 非課 税者 が	本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額が80万円以下	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	550円 （480円）	430円	880円	550円	390円 【600円】
3-①		本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額が80万円超120万円以下	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円 （880円）	430円	1,370円	1,370円	650円 【1,000円】
3-②		本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額が120万円超	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円 （880円）	430円	1,370円	1,370円	1,360円 【1,300円】

（ ）内の金額は、特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

【 】内の金額は、ショートステイを利用した場合の額です。

※ 公的年金等収入額には、非課税年金を含みます。

※ 第2号被保険者（64歳以下の介護認定者）の預貯金等要件は、前年の所得等金額にかかわらず、単身で1,000万円以下（夫婦で2,000万円以下）となります。

社会福祉法人軽減・在宅サービス利用者負担軽減

- 申請が必要です。
- 世帯全員が市町村民税非課税で、下記の①～⑤全てに該当する方は、利用者負担額と食費・居住費（滞在費）が軽減されます。
 - 申請日以降1年間の収入見込額の合計が、一人世帯で150万円、一人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
 - 預貯金等の額が一人世帯で350万円、一人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
 - 居住用以外の不動産などを所有していないこと
 - 負担能力のある親族などに扶養されていないこと
 - 介護保険料を滞納していないこと
- 申請には、収入や資産の状況を確認できる添付書類が必要です。
- 食費・居住費（滞在費）については、介護保険負担限度額認定により、特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限り、軽減されます。

裏面もご覧ください

高額介護サービス費

同じ月に利用した介護サービス利用者負担額（１～３割）が次の額を超えた場合に超えた額を支給します。ただし、食費と居住費（滞在費）の負担分は対象となりません。
⇒ 対象者には通知がありますので、その内容にもとづき申請してください。

自己負担の限度額（月額）

区分	限度額
生活保護受給者の方	15,000円（個人）
世帯全員が市町村民税非課税	24,600円（世帯）
老齢福祉年金受給者	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が８０万円以下の方	
市町村民税課税世帯の方	44,400円（世帯）
現役並み所得者に該当する方がいる世帯の方	
年収３８３万円以上７７０万円未満の方	44,400円（世帯）
年収７７０万円以上１，１６０万円未満の方	93,000円（世帯）
年収１，１６０万円以上の方	140,100円（世帯）

災害等利用者負担減免

本人又はその世帯の主たる生計維持者が、災害などによって著しい損害を受けたときや収入が著しく減少したときは、申請に基づいて減免される場合があります。

高額医療合算介護サービス費

８月から翌年７月までに医療保険と介護保険の両方を利用し、規定の上限額を超えた場合、その超えた額が支給されます。詳しくは該当の医療保険者にご確認ください。

在宅生活の環境を整えるために、次のような制度があります。

まず、**地域包括支援センター・ケアマネジャー・介護高齢課**に相談してください。

福祉用具購入費支給制度（対象品目の限定があります。）

- ・ 申請が必要です。
- ・ 県指定の販売店で購入した腰掛便座・特殊尿器（自動排せつ処理装置の交換部品）・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分・スロープ・歩行器・歩行補助つえが対象になります。
- ・ 年間１０万円までの購入費の９割から７割が申請により支給されます。
（対象期間は毎年４月１日から３月３１日まで）

住宅改修費支給制度

- ・ 事前に申請が必要です。
（退院・退所に向けて改修する場合でも事前に申請してからの着工となります。）
- ・ 小規模な住宅改修にかかる費用のうち、２０万円までの改修費の９割から７割が申請により支給されます。

詳しくは柏崎市介護高齢課介護保険料係へお問い合わせください。

TEL 0257-21-2224（直通）